

○附属機関設置審査特別委員会

附属機関設置審査特別委員長 三 津 良 裕

附属機関設置審査特別委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第35号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。

当委員会は、去る3月10日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について御報告申し上げます。

「議案第35号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」であります。子ども・子育て支援新制度の開始に伴う鳴門市児童福祉審議会の担当事務の追加及び、新たな附属機関として、鳴門市いじめ問題等対策委員会、鳴門市いじめ問題再調査委員会、鳴門市水道事業審議会を、それぞれ、教育委員会、市長部局及び企業局内に設けるため所要の改正を行うものであります。

まず、委員からは、鳴門市児童福祉審議会について、この度、担当事務が増えることから、鳴門市児童福祉審議会委員が審査する上で前提となる知識の習得が必要となるのでは、との質疑があり、理事者からは、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、今年度については、説明や資料を見ていただく時間を多くとっており、次年度以降についても、十分理解していただいたうえで、審議会に臨んでいただけるように、資料提供や、時間的な配慮をしていきたい、との説明を受けました。

委員からは、事務局からの提案を追認するためだけの審議会とならないように、しっかりと取り組むべきとの意見がありました。

次に、鳴門市いじめ問題等対策委員会及び鳴門市いじめ問題再調査委員会について、どのような事務をどのような流れで行うのか、との質疑がありました。

理事者からは、平成25年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行により、各学校でいじめ防止基本方針の作成が義務づけられ、この度の教育委員会における「いじめ防止基本方針」の策定にあたり、いじめ防止等の対策に関する事項及び重大事態への対処に関する事項を調査審議する附属機関として「鳴門市いじめ問題等対策委員会」を設置することとしたこと、そのため、いじめに関する事象が生じた場合、まず学校において様々な機関と連携して対応することになるが、その事象が重大事態であると判断した場合や保護者の理解が得られない場合に、教育委員会の附属機関である「いじめ問題等対策委員会」において当該事象の経緯等の調査を行い、事実の究明を行うことになること、それでも、なお当該事象の解決ができない場合に市長部局の附属機関である「いじめ問題再調査委員会」で審議、調査を行い、解決を目指すことになる、との説明を受けました。

次に、「いじめ問題等対策委員会」の委員の人選に関する質疑がありました。理事者からは、委員の選任に当たっては、法制定の際の附帯決議で示されている「専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める」という基準並びに国の基本方針において「当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する事がない者（第三者）について職能団体や大学、学会からの推薦により参加を図り」ということが望ましいとされていることをふまえ、公平で中立的な立場の方の委員への選任に努めたい、また、委員会の人選及び調査に際しても、保護者への説明も十分に行い、理解をいただくよう努める、との説明がありました。

その他、委員からは、いじめ問題等対策委員会の設置までに至らないような対策の実施や学校への支援、子どもからのサイン等に早期に気づき、子どもの目線にたった対応に努めてほしい旨の意見がありました。

次に、委員からは水道事業審議会について、構成員に、公募による市民という枠があることから、応募してきた市民をどのような形で委員として決定するのかとの質疑があり、理事者からは、複数の

市民から応募があった場合、当該審議会に参加する意欲を確認するために、小論文や面接を行い、選考していきたいとの説明がありました。

委員からは、水道事業については、市民は黒字との認識が強いと感じられることから、老朽化した設備の整備のために膨大な事業費が必要なことから、水道事業の実態を正確に伝えてほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了と致しました。

以上が当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。